



栃木県公報

令和6(2024)年
8月9日(金)
号 外
第45号

目 次

公安委員会

○栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第9号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月9日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和39年栃木県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第12（第3条、第6条関係）生活環境課長専決事項		別表第12（第3条、第6条関係）生活環境課長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
1～63 略		1～63 略	
<u>64 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第37条の規定による管理者設置特例の承認</u>	要		
65～116 略		64～115 略	
<u>117 警備業法施行規則第60条の規定による機械警備業務管理者設置特例の承認</u>	要		
118～177 略		116～175 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。